

令和二年六月

令和二年六月文京区議会定例議会議案

文  
京  
区

目次

議案第六号	文京区特別区税条例等の一部を改正する条例	1頁
議案第七号	文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例	7頁
議案第八号	文京区介護保険条例の一部を改正する条例	9頁
議案第九号	文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例	11頁
議案第十号	文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例	13頁
議案第十一号	文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	15頁
議案第十二号	文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	17頁
議案第十三号	文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	19頁
議案第十四号	文京区立明化小学校等改築工事請負契約	21頁
議案第十五号	和解及び損害賠償額の決定について	23頁



議案第六号

文京区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月四日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区特別区税条例等の一部を改正する条例

(文京区特別区税条例の一部改正)

第一条 文京区特別区税条例(昭和三十九年十二月文京区条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第十七条中「から第十二項まで」を「から第十一項まで」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第七項及び第十二項」を「第六項及び第十一項」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「第三百十四条の二第五項」を「第三百十四条の二第四項」に、「この限りでない」を「この限りでない」に改める。

第二十四条の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第二十四条の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの

一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

第四十九条第四項中「上欄に掲げる製造たばこ」の下に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第五十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（法第四百六十九条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。）」に、「第十六条の二の三」を「第十六条の二の三第二項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項（法第四百六十九条第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第一項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第五十一条の三第一項又は第二項の規定による申告書に前項（法第四百六十九条第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第十六条の二の三第一項に規定する書類を保存している場合限り、適用する。

第五十一条の三第一項中「第五十一条第二項」を「第五十一条第三項」に改める。

付則第二条の二中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（「」に、」の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付則第四条第一項中「から令和三年度まで」を「から令和六年度まで」に改める。

付則第五条の三中「から令和二年九月三十日まで」を「から令和三年三月三十一日まで」に改める。

付則第十条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

付則第十一条第一項及び第二項中「から令和二年度まで」を「から令和五年度まで」に改め、同条第三項中「から第三十五条の二まで」を「から第三十五条の三まで」に改める。  
付則に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第十六条 第五条の三第七項の規定は、法附則第五十九条第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間について準用する。

第二条 文京区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。  
付則に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第十七条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための  
国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第六条第四項の規定の適用を受けた場合  
における付則第三条の五の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和  
十六年度」とする。

(文京区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例(令和元年五月文京区条例第一号)の一部を次のように改  
正する。

第三條中文京区特別区税条例第十條の改正規定を次のように改める。

第十條第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「百二十五万円」を「百三十五万円」に  
改め、同條第二項中「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える。

## 付 則

### (施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中文京区特別区税条例第四十九条第二項にただし書を加える改正規定及び同条第四項の改正規定並びに付則第四条の規定 令和二年十月一日

二 第一条中文京区特別区税条例第十条第一項第二号、第十七条及び第二十三条第一項ただし書の改正規定並びに同条例付則第二条の二、第十条第一項及び第十一条第三項の改正規定並びに第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）、次条並びに付則第三条第二項及び第三項の規定 令和三年一月一日

三 第二条中文京区特別区税条例第四十九条第二項ただし書の改正規定及び付則第五条の規定 令和三年十月一日

### (延滞金に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の文京区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第二条の二の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

### (区民税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中区民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第十条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第十七条及び第二十三条第一項の規定は、令和三年度

以後の年度分の区民税について適用し、令和二年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 令和三年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第二十三条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦（旧法第三百十四条の二第三項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第二百九十二条第一項第十二号に規定する寡夫である第九条第一号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第二十四条の二第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第二十四条の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第二十四条の三第一項に規定する申告書について適用する。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第四条 付則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

第五条 付則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

（説 明）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたし



ます。

議案第七号

文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年六月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例  
文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和四十一年七月文京区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「八千八百円」を「八千九百円」に改め、同条第三項中「により疾病の発生が確定した日」の下に「（以下「事故発生日」という。）」を加える。

付則第三条の四第五項第二号及び第六項並びに第四条第七項第二号及び第八項中「百分の五」を「事故発生日における法定利率」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和二年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第五条第二項の規定は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由の生じた文京区災害に伴う応急措置

の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例第五条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第四条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（説明）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部改正に伴い、補償基礎額を改定するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第八号

文京区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区介護保険条例の一部を改正する条例

文京区介護保険条例（平成十二年三月文京区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「令和元年度及び」を削り、「二万七千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第三項中「令和元年度及び」を削り、「二万七千七百円」を「二万七千七百円」に、「四万千六百円」を「三万二千五百円」に改め、同条第四項中「令和元年度及び」を削り、「二万七千七百円」を「二万七千七百円」に、「五万二千四百円」を「五万六千円」に改める。

付則に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の特例）

第八条 第十九条第一項及び第三項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）により第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、若しくは重篤な傷病を負った場合又は新型コロナウイルス感染症の影響によりその者の収入の減少が見込まれる場合において、区長が必要があると認めるときは、保険料（令和二年二月一日から規則で定める日までの間に納期限（特別徴収の方法によって保険料を徴収する場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日）の到来するもの

に限る。)を減額し、又は免除する。

## 付 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - 一 この条例による改正後の文京区介護保険条例(以下「新条例」という。)付則第八条の規定 令和二年二月一日
  - 二 新条例第十条第二項から第四項までの規定 令和二年四月一日

### (経過措置)

- 3 新条例第十条第二項から第四項までの規定は、令和二年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

### (説 明)

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部改正に伴い、保険料の軽減措置を拡充するほか、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、保険料の減免に係る特例を設けるため、本案を提出いたします。

議案第九号

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年六月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

文京区自転車駐車場条例（平成七年七月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の一の部に次のように加える。

江戸川橋新目白通り自転車駐車場

東京都文京区関口二丁目二十三番六号付近

付 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（説 明）

江戸川橋新目白通り自転車駐車場を新設するため、本案を提出いたします。



議案第十号

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年六月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例  
文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一59の項中

「  
」  
広告板  
面積五平方メートルまでごとにつき

三千二百二十円

を

「  
」  
広告板

面積五平方メートルまでごとにつき

三千二百二十円

プロジェクションマッピング

面積五平方メートルまでごとにつき

三千二百二十円  
（面積千平方メ  
ートルを超える  
ものにあつては、  
六十四万四千円）

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



(説明)

手数料の徴収項目を追加するため、本案を提出いたします。

議案第十一号

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年六月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項ただし書中「区」を「区長」に改め、同項第三号中「この号」の下に「及び次項」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「区」を「区長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 区長は、児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、前項第三号の規定を適用しないこととすることができる。

付則第四条中「区」を「区長」に、「五年」を「十年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十二号

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年六月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「次条第二号」を「次条第一項第二号」に改める。

第六条中「第三号」を「以下この条」に改め、同条第三号中「この号」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 区長は、法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、前項第三号の規定を適用しないこととすることができる。

第三十七条第四号中「場合」の下に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加え、「区」を「区長」に改める。

第四十条中「区」を「区長」に改める。

第四十五条中「第六条第一号及び第二号」を「第六条第一項第一号及び第二号」に改める。

付則第三条中「区」を「区長」に、「第六条」を「第六条第一項」に、「五年」を「十年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十三号

文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年六月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第十四号

文京区立明化小学校等改築工事請負契約

右の議案を提出する。

令和二年六月四日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区立明化小学校等改築工事請負契約

文京区立明化小学校等改築工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立明化小学校等改築工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金五十三億八千二百三十万円
- 四 契約の相手方 飛鳥・小野組・伊藤工業建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都港区港南一丁目八番十五号

飛鳥建設株式会社

代表取締役社長 乗京正弘

構成員 東京都文京区後楽一丁目一番十三号

株式会社小野組

代表取締役社長 小野敬語

構成員 東京都文京区本郷二丁目三十一番十号



伊藤工業株式会社  
代表取締役 佐々木淳子

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和八年十月三十日まで
- 二 支出科目等 令和二年度 一般会計 教育費 学校教育費
- 令和三年度 債務負担行為
- 令和四年度 債務負担行為
- 令和五年度 債務負担行為
- 令和六年度 債務負担行為
- 令和七年度 債務負担行為
- 令和八年度 債務負担行為

議案第十五号

和解及び損害賠償額の決定について  
右の議案を提出する。

令和二年六月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

和解及び損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり和解の上、損害を賠償する。

記

- 一 賠償の理由 令和元年五月二十日、東京都文京区小石川一丁目九番六号先路上において、文京区所有の清掃小型プレス車による自動車事故が発生し、相手方に損害を与えたため
- 二 和解の内容 治療費、慰謝料、車両修理代及び代車代を文京区が負担する。
- 三 賠償金額 金百七万九千七百二十円
- 四 相手方 [REDACTED]

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、本案を提出いたします。

